

玖谷埋立地拡張整備事業に係る環境影響評価実施計画書（要約版）

1 環境影響評価の目的及び実施手順等

環境影響評価は、事業をより環境に配慮したものとするために、事業を実施した場合の環境への影響について、事前に調査、予測及び評価を行うものです。（図-1 参照）

実施計画書は、環境影響評価の実施前に、事業の内容、地域特性、選定した環境影響評価の項目及びその手法をとりまとめたものです。

実施計画書については、市民や専門家の方々からお聴きした環境保全の見地からの意見に配慮し、環境影響評価の項目及び手法を見直したうえで、環境影響評価を行うこととしています。

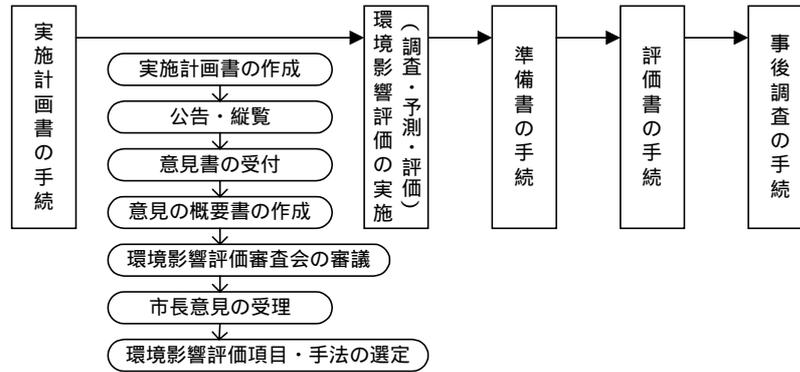


図-1 環境影響評価の実施手順

2 事業者の名称、代表者の氏名及び住所

事業者： 広島市

代表者： 広島市長 秋葉 忠利

住所： 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

3 事業の目的及び内容等

(1) 事業の目的

市民生活や都市生活の中で生じる様々な廃棄物を適正に処理することは、生活環境の保全及び公衆衛生の向上はもとより、都市の健全な発展を図るうえにおいても、極めて重要な問題です。

このような認識の基に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）において、「市町村は、その区域内の一般廃棄物の排出抑制の方策及び適正な処理等に関する基本的事項を定めた一般廃棄物処理計画を定めなければならない。」とし、また「市町村は、自らが定めた一般廃棄物処理計画に従って、その区域における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、処分しなければならない。」と規定し、市町村に対して一般廃棄物の適正処理を義務付けています。

本市では、その責務を遂行するため、昭和50年に「ごみ非常事態宣言」を発し、市民の協力の下、当時まだ全国でも類のない「ごみの5種類（燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源ごみ、有害ごみ）分別収集」を実施しごみの減量・資源化に努めるなど、適正処理を推進してきました。

しかし、玖谷埋立地は、埋立開始以降の生活様式、経済活動等の変化に伴うごみ量の増加により、残余容量が減少し、将来にわたる安定的なごみ処理体制の確保が懸念される状況となりました。

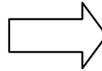
本市では、平成13年度からペットボトルの分別収集、大型ごみ収集有料化などの施策を展開することにより、循環型社会の構築に鋭意取り組んでいるところですが、依然として焼却灰や一般家庭から排出される燃やせないごみなどについては、埋立処分に頼らざるを得ないのが現状です。

玖谷埋立地は、平成2年度から供用を開始し、平成16年度末まで埋立を行う計画であります。今後、これを拡張整備（新たな埋立面積約3.6ha）し、廃棄物容量を現計画における約300万m³から約90万m³増量して約390万m³とし、併せて埋立期間等を平成31年度末まで延伸しようとするものです。（図-2参照）

【現計画の規模】

【拡張後の全体計画の規模】

	現 計 画
総面積	約 43.0ha
埋立面積	約 12.7ha
埋立容量 (内廃棄物容量)	約 340 万 m ³ (約 300 万 m ³)
埋立期間	平成 2 ~ 16 年度
浸出水	下水道放流
防 災 施 設	調整池：1カ所 (16,000m ³) 砂防ダム：7カ所



	拡張後の全体計画
総面積	約 49.3ha
埋立面積	約 16.3ha
埋立容量 (内廃棄物容量)	約 450 万 m ³ (約 390 万 m ³)
埋立期間	平成 2 ~ 31 年度
浸出水	変更なし
防 災 施 設	調整池：2カ所 (22,000m ³) 砂防ダム：10カ所

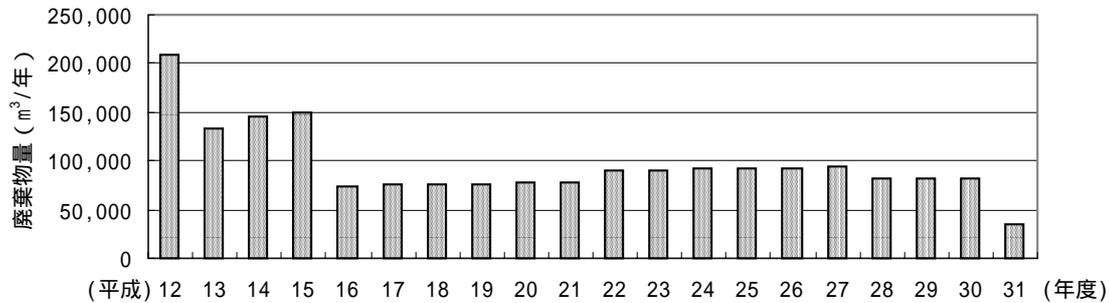


図-2 廃棄物搬入計画量

(2) 事業の内容

- 名 称 玖谷埋立地拡張整備事業
種 類 最終処分場の規模の変更の事業
実施計画地 広島市安佐北区安佐町大字筒瀬及び安佐南区緑井町字権現山 (図-4 参照)
埋立方法 サンドイッチ工法 (図-3 参照)



図-3 埋立方法 (サンドイッチ工法)

4 事業実施区域及びその周囲の概況

(1) 自然的状況

事業計画地周辺の環境の現況として、大気質は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類は環境基準を下回っているものの、光化学オキシダントは環境基準を上回っていました。また、騒音は、搬入ルート沿道では環境基準を下回っていました。

(2) 社会的状況

事業計画地は、一部が市街化調整区域に所在しており、事業計画地内には農業振興地域、地域森林計画対象民有林・保安林、砂防指定地、鳥獣保護区の指定及び規制があります。

事業計画地周辺には、県道 269 号今井田緑井線、県道 177 号下佐東線等が整備されており、公共施設としては、広島市立筒瀬小学校があります。

5 主な環境配慮事項

(1) 基本的事項

事業計画地における最終処分場の拡張の検討にあたっては、土地の改変や樹木等の伐採を最小限とし、環境への影響を最小限にします。

建設工事では、掘削位置や事業計画地内における散水により粉じん等の発生を抑制するとともに、建設機械の稼働が過度に集中しないよう工事工程の調整を行います。

排ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械、低振動型建設機械の採用に努めるとともに、空ぶかし運転や高負荷運転を避け、大気汚染物質や騒音・振動の発生を抑制します。

工事中に発生した建設廃棄物や残土等は、積極的に再利用し、廃棄物の発生を抑制します。

切土・盛土等は、降雨時をできるだけ避けて行い、降雨時の濁水、土砂流出、異常出水等に配慮して、毎日の土工は緩い勾配で仕上げ、特に、盛土はその日のうちに十分締固めます。

工事関係者に対して、造成工事開始前に地域の自然環境や配慮事項について教育を行います。

(2) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

廃棄物の埋立処分後は、即日覆土を行い、廃棄物からの悪臭の発生、廃棄物の飛散による土壌への影響を防止します。

最終処分場からの浸出水は、浸出水調整池で流量調整後、公共下水道へ放流することにより、周辺河川への影響を回避します。

埋立地底部の遮水については、今後行う水文地質調査に基づいて最適な工法を導入し、地下水への影響を回避します。

(3) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

ギフチョウの生息に重要なサンヨウアオイ等の学術上貴重な植物群落等が確認された場合は、移植等による保全を行います。

(4) 人と自然の豊かな触れ合いの確保

土堰堤築堤後ただちに植栽等により緑化を図り、景観への影響の最小化に努めます。また、埋立跡地は土地利用計画に合わせて植樹等により緑化を図り、景観への影響の最小化に努めます。

6 環境影響評価の項目，調査，予測及び評価の手法

環境影響評価の項目は、事業特性及び地域特性を勘案して選定しています。なお、環境調査位置図は、図-4のとおりです。

(1) 大気質

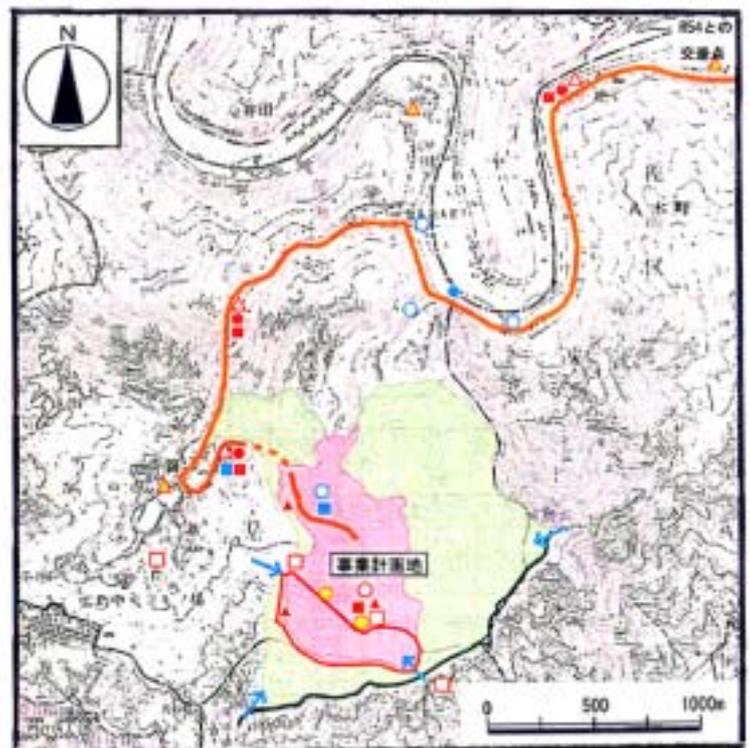
大気質調査は、走行ルート沿道3地点で二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素、炭化水素を、事業計画地内1地点でダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンを、事業計画地内2地点で粉じんを測定します。予測は、走行ルート沿道では工事車両及びごみ収集車両の走行により発生する二酸化硫黄、二酸化窒素を対象とし、事業計画地周辺では建設機械の稼働及び埋立作業により発生する粉じんを対象に影響を予測・評価します。

(2) 騒音・振動

道路交通騒音・振動調査は、走行ルート沿道3地点で行います。また、交通量の調査は6地点で行います。予測は、走行ルート沿道とし、工事車両及びごみ収集車両の走行により発生する騒音・振動について影響を予測・評価します。

(3) 悪臭

悪臭調査は、事業計画地内及び敷地境界において計3地点で行います。予測は、最終処分場からの悪臭の影響を予測・評価します。



凡例	事業計画地		水質調査(河川水)
●	大気質(注1)	○	水質調査(濁水)
○	大気質(注2)	■	地下水調査
●	大気質(粉じん)	□	土壌調査
■	気象(風向・風速)	→	動植物調査
▲	悪臭調査	→	景観調査
△	交通騒音・振動(注3)	—	遊歩道調査
▲	交通量	—	搬入道路
□	水文地質調査		

注1：二酸化硫黄・窒素酸化物・浮遊粒子状物質・光化学オキシダント・一酸化炭素・炭化水素。
 注2：ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン・粉じん。
 注3：交通騒音・振動調査には、交通量調査を含む。

図-4 事業計画地及び周辺調査地点

(4) 水質（水の濁り）

水質調査は、事業計画地下流河川の1地点で行います。ただし、降雨時の濁水については4地点で行います。予測は、工事による水の濁りについて影響を予測・評価します。

(5) 地下水

地下水調査（水質、水位）は、事業計画地内及び周辺の2地点で行います。また、事業計画地周辺の地下水の状況をより詳細に把握するため、拡張部分を中心に水文地質調査を行います。予測は、地下水への影響を予測・評価します。

(6) 土壌

土壌調査は、事業計画地内及び周辺の4地点で行います。予測は、事業計画地周辺とし、廃棄物の埋立による影響を予測・評価します。

(7) 生物（動物・植物・生態系）

生物調査は、事業計画地周辺で、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、植物相を対象に行います。予測は、造成工事及び土地の改変による影響を予測・評価します。

(8) 景観

景観調査は、事業計画地周辺の4地点で行います。予測は、最終処分場の存在による影響を予測・評価します。

(9) 人と自然との触れ合い活動の場

人と自然との触れ合い活動の場の調査は、事業計画地南側に位置する鳥越峠の遊歩道を対象に行います。予測は、最終処分場の存在による影響を予測・評価します。

(10) 廃棄物

造成工事で発生する建設廃棄物の発生量を予測・評価します。

【環境影響評価実施計画書の縦覧等について】

広島市では、平成2年から埋立を行っている玖谷埋立地の増量・延伸(拡張整備)を計画しています。

この度、この増量・延伸(拡張整備)の実施に伴う環境への影響について、調査・予測・評価するための環境影響評価実施計画書を作成しました。この環境影響評価実施計画書には、事業の目的・内容、今後行おうとする環境影響評価(調査・予測・評価)の項目や方法を記載しています。

環境影響評価実施計画書は、次のとおり縦覧(自由に見ることができる)しています。

また、環境影響評価実施計画書については、事業を実施しようとしている広島市に対して、環境保全の見地からの意見書を提出することができます。

縦覧期間 平成14年5月31日(金)～平成14年7月1日(月)

縦覧場所・時間

場 所		時 間
広島市役所本庁舎 (中区国泰寺町1-6-34)	環境局環境保全課(市役所本庁舎4階)	午前8時30分～午後5時 (月曜日～金曜日)
	環境局施設部施設課(市役所本庁舎4階)	
広島市環境局玖谷埋立地管理事務所(安佐北区安佐町大字筒瀬2030番地)		
広島市安佐南区役所	区政振興課(安佐南区古市1-33-14)	
	佐東出張所(安佐南区緑井6-29-28)	
広島市安佐北区役所	区政振興課(安佐北区可部4-13-13)	
	安佐出張所(安佐北区安佐町大字飯室3052-1)	
広島市佐東公民館(安佐南区緑井6-29-25)		
広島市日浦公民館(安佐北区安佐町大字あさひが丘1020)		
広島市まちづくり市民交流プラザ(中区袋町6-36)		午前9時30分～午後10時 (火曜日を除く)

意見の提出先等

記載事項 ・提出される方の氏名・住所(法人等の場合には、名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地)
・対象となる環境影響評価実施計画書の名称(「玖谷埋立地拡張整備事業に係る環境影響評価実施計画書」)
・環境保全の見地からの意見及びその理由
決まった様式はありませんので自由に記載して下さい。

提出方法 郵送又は持参

提出先 広島市環境局施設部施設課(〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号)

提出期限 平成14年7月15日(月)(必着)

実施計画書についての問合せ先

広島市環境局施設部施設課(TEL 504-2210 埋立地担当 小田、花尾)